

第3章 橋樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素

史跡橋樹官衙遺跡群の価値には、橋樹官衙遺跡群の遺構・遺物や立地状況等から構成される本質的価値と、副次的な価値としての橋樹官衙遺跡群の成立の背景や郡家成立以前及び廃絶後の様相を物語る遺構・遺物や地理・地形等から知ることのできる歴史的な価値、そして史跡のもつ社会的な価値とがある。また、史跡指定地以外の橋樹官衙遺跡群やその周辺地域にも、史跡と密接にかかわる価値が内包されている。

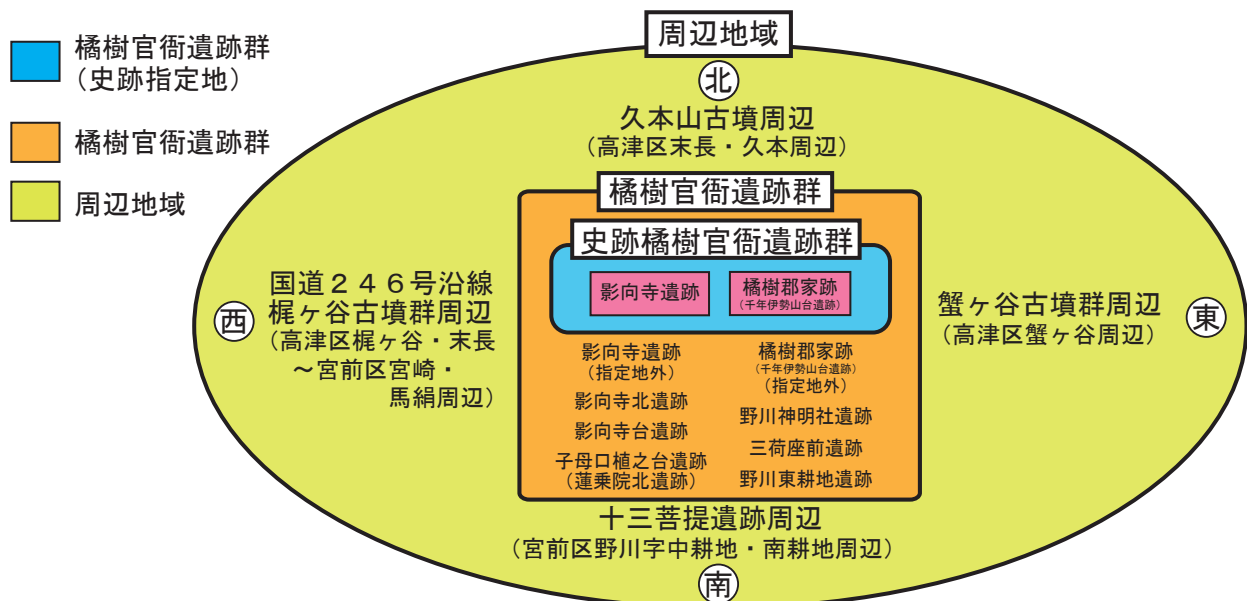
そこで、史跡橋樹官衙遺跡群の指定地、指定地以外の橋樹官衙遺跡群、橋樹官衙遺跡群周辺の地域（第12図）における主要な価値と副次的価値について、以下のとおり整理する。

第1節 保存活用計画における対象地域

史跡橋樹官衙遺跡群の指定地は、遺跡群の一部にすぎず、遺跡群を理解するためには、周辺地域に集中している国・県及び市指定の文化財をはじめとする多様な歴史的・文化的資産と結びつけることが必要である。そうすることで、その歴史的価値がさらに高まり、より有効な活用を図ることが可能となる。

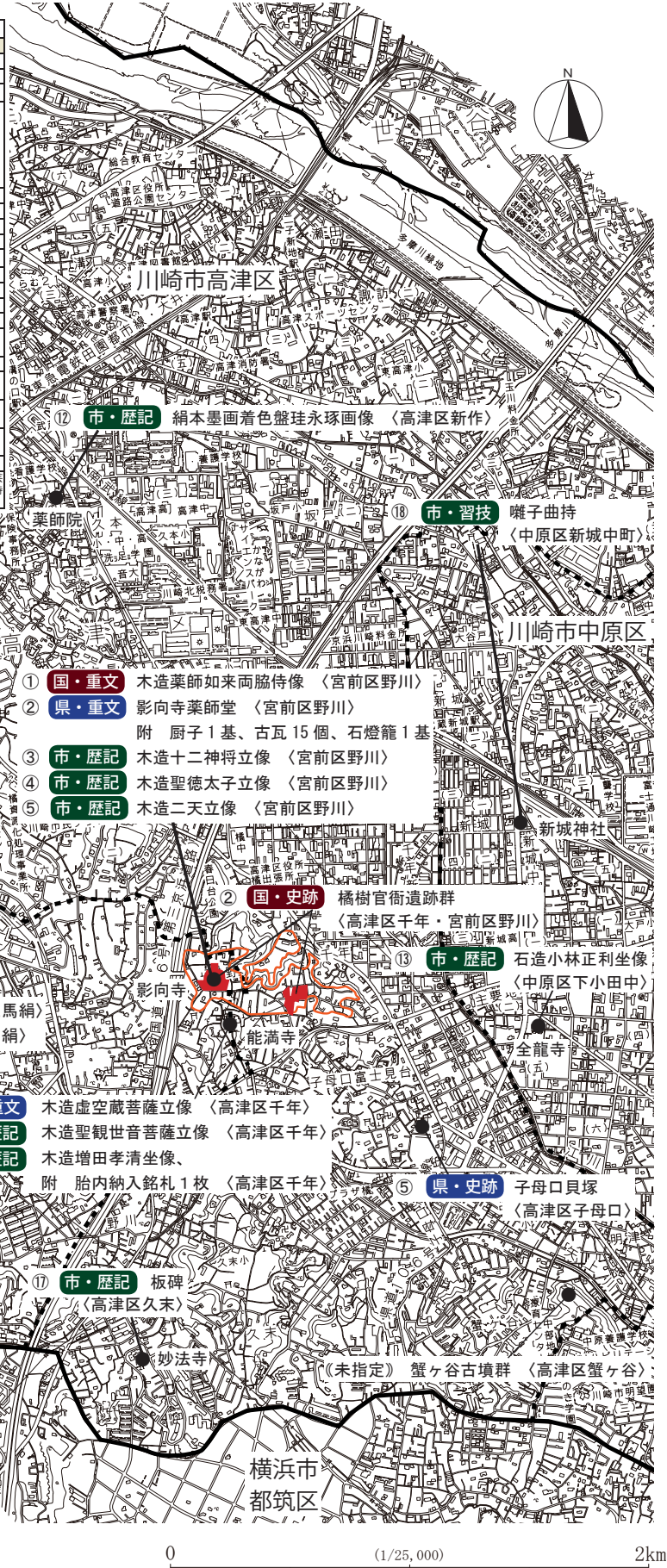
本保存活用計画では、北はJR武蔵溝ノ口駅及び東急溝ノ口駅南側に位置する久本山古墳周辺、西は国道246号線沿いに展開する梶ヶ谷古墳群周辺、東は川崎市内で唯一現存する前方後円墳を含む蟹ヶ谷古墳群周辺、南は縄文時代前期末葉の標式遺跡である十三菩提遺跡周辺までの範囲を「橋樹官衙遺跡群周辺地域」として取扱うこととする（第12図）。

この範囲内には、7世紀後葉築造とされる馬絹古墳（神奈川県指定史跡）、古代の集落等が確認されている新作小高台遺跡（高津区新作）、平安時代前期作の木造聖観世音菩薩立像（川崎市重要歴史記念物）が所在する能満寺（高津区千年）のように、史跡橋樹官衙遺跡群との関連性が推測される遺跡や文化財が存在している（第13図）。



第12図 保存活用計画における対象地域

国指定文化財					
(種別)	(件名)	(員数)	(指定年月日)	(所在地)	(所有者)
1 重要文化財	木造薬師如来両脇侍像	3 躯	M33.4.7	宮前区野川 419	影向寺
2 史跡	橋樹官衙遺跡群	1 件	H27.3.10	高津区千年・宮前区野川	川崎市他
県指定文化財					
3 重要文化財	影向寺薬師堂 附 厨子 1 基 古瓦 15 個 石燈籠 1 基 塔心礎 1 個 屋根替銘札 2 枚	1 棟	S52.8.19	宮前区野川 419	影向寺
4 重要文化財	木造虚空蔵菩薩立像	1 躯	H4.11.20	高津区千年 354	能満寺
5 史跡	子母口貝塚	898㎡	S32.2.19	高津区子母口 54-148	川崎市
6 史跡	馬絹古墳	1 基	S46.12.21	宮前区馬絹 994-8	川崎市
7 史跡	西福寺古墳	1 基	S55.9.16	高津区梶ヶ谷 3-17	川崎市
市指定文化財					
8 歴史記念物	木造聖観世音菩薩立像	1 躯	S41.11.15	高津区千年 354	能満寺
9 歴史記念物	木造十二神将立像	12 躯	S43.2.10	宮前区野川 419	影向寺
10 歴史記念物	木造聖徳太子立像	1 躯	S43.2.10	宮前区野川 419	影向寺
11 歴史記念物	木造二天立像	2 躯	S43.2.10	宮前区野川 419	影向寺
12 歴史記念物	絹本墨画着色盤珪永琢画像	1 幅	S60.12.24	高津区新作 3-27-1	薬師院
13 歴史記念物	石造小林正利坐像	1 躯	S60.12.24	中原区下小田中 5-3-15	全龍寺
14 歴史記念物	板面着色絵馬泉福寺境内相撲図	1 面	S60.12.24	宮前区馬絹 1719	泉福寺
15 歴史記念物	板面着色絵馬泉福寺薬師会図	1 面	S60.12.24	宮前区馬絹 1719	泉福寺
16 歴史記念物	木造増田孝清坐像 附 胎内納入銘札 1 枚	1 躯	S60.12.24	高津区千年 354	能満寺
17 歴史記念物	板碑	1 基	S63.11.29	高津区久末 375	妙法寺
18 民俗技芸	囃子曲持		S53.7.7	中原区新城町 4-14 (新城神社)	新城郷土芸 囃子曲持 保存会



市内位置図

第 13 図 周辺の文化財位置図

第2節 橘樹官衙遺跡群の本質的価値

橘樹官衙遺跡群の価値をまとめると、国史跡指定地内は概ね9点、指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体では13点に整理することができる。

＜史跡指定地内＞

- ①橘花屯倉の設置から橘樹評・橘樹郡への変遷の様相を探る上で重要な手がかりになるとともに、律令国家の地方支配の成立と展開の様相を解き明かす上で、全国的にも希少な歴史的価値を有する。
- ②地方行政機関である郡家（郡衙）と古代寺院である影向寺との密接な関係性を示す歴史的価値を有する。
- ③古代の官衙・寺院の建築・土木技術や造営組織のあり方を探る上で貴重な情報を内包している歴史的価値を有する。
- ④橘樹郡家正倉院の成立過程、正倉の築造過程等の変遷を具体的にたどることができる歴史的価値を有する。特に、7世紀後葉から8世紀前葉にかけての正倉群成立の過程は、他の郡家遺跡では知られていない特異なあり方を示しており、橘樹評から橘樹郡への移行過程における遺跡の性格や機能の変化といった歴史的展開をも明らかにしうるものとして極めて注目される。
- ⑤橘樹郡家正倉院の成立過程においては、総柱高床倉庫等の基礎土木・建築構造や建物配置について他に例のない多くの新知見が得られており、建築土木技術の系譜や造営手段のあり方等を解明する上で重要な手がかりとなる歴史的価値を有する。
- ⑥丘陵地形を利用した官衙の立地及び駅路・伝路との関係性を示す歴史的価値を有する。
- ⑦古代南武蔵地域の歴史的様相やこの地域における本遺跡の歴史的性質を示す価値を有する。
- ⑧古代寺院主要伽藍の造営過程をたどることができるとともに、基礎土木工法の技術的な特徴も明らかにできる歴史的価値を有する。
- ⑨「无射志国荏原評」や「都」銘文字瓦のように、7世紀後葉の寺院造営における隣接する荏原評との関係や、8世紀中葉の瓦の供給関係等を解き明かす手がかりとなる貴重な資料が出土している。

＜史跡指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体＞①～⑨は同じ

- ⑩郡家正倉院から離れた場所への正倉分置をはじめ、官衙諸施設が古代の駅路または伝路と推定される中原街道に沿って比較的集中して配置されており、官衙の造営計画及び方法を明らかにしうる可能性を有する。
- ⑪古代影向寺の伽藍及び関係遺構の様相を解明する上で重要な歴史的価値を有する。
- ⑫野川神明社遺跡等で多数検出されている7世紀～12世紀にかけての掘立柱建物や竪穴建物は、郡家や古代寺院に隣接し、官衙造営期から廃絶後まで継続する集落跡であることから、郡司層や郡雑任等が居住していた可能性もあり、官衙と周辺集落との関係性を示す歴史的価値を有する。
- ⑬矢上川水系を利用した水上交通との関係性や津の存在を推定できる等、郡家や官衙間の物資運搬方法を解明しうる貴重な歴史的価値を有する。

第3節 橘樹官衙遺跡群の副次的な歴史的価値

前節で整理した本質的価値に加え、橘樹官衙遺跡群は次の副次的な歴史的価値を有する。

<史跡指定地内>

影向寺は、古代から現在まで連綿と法灯が伝えられてきた南関東屈指の古刹として知られており、江戸から多摩川を渡って直近という地理的環境もあり、近世後期に編纂された『新編武蔵風土記稿』『江戸名所図会』等でも紹介され、広く親しまれている。その信仰は、古代影向寺の塔心礎であると考えられる影向石と関連しており、重層的な歴史をもっている。

<史跡指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体>

①橘樹郡家や影向寺が立地する台地周辺は、古来からの地形や斜面林がよく保全され、古代の景観を復元する手がかりとなるとともに、谷戸の湧水や小河川等は、古代の祭祀や水運等を探る手がかりになりうる。すなわち、古代律令制の地方支配拠点である郡家遺跡の空間の広がりや周辺施設との関係性等を、古代の風景や景観を体感的にイメージしうる空間的な広がりがよく遺されている。

②遺跡周辺の斜面林は都市部に残されたまとまった緑として、地域の景観形成に寄与しており、ホテルや湧水等の里山保全の市民活動の場としてこれまでに利用されているが、橘樹官衙遺跡群が国史跡に指定されたことで、古代の郡家遺跡の立地を考える上で重要な価値が付加される。

③橘樹官衙遺跡群は、人口約150万人を擁する川崎市に所在し、都心からのアクセスも比較的容易であり、大都市にあって歴史や文化、古代以来の地形や交通網等を体感できる、都市の歴史的文化的オアシスとしての価値を有する。

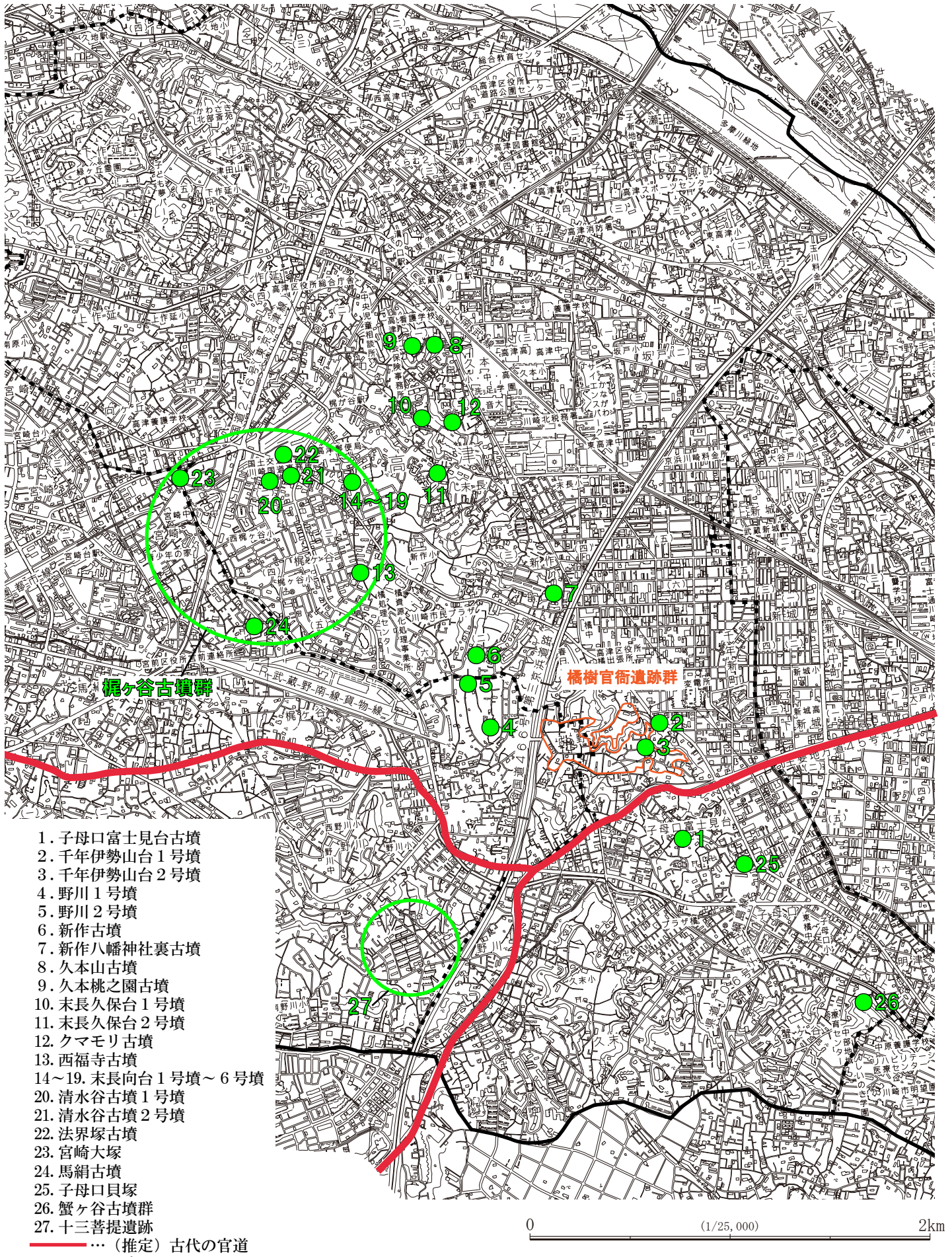
<橘樹官衙遺跡群周辺地域における価値>

①橘樹官衙遺跡群を含む周辺地域には、馬絹古墳等、大和政権の直轄地である橘花屯倉との関連性を考える古墳が築造されている。屯倉を通じ大和王権との直接的なつながりのあった当地域には、当時最先端の仏教や技術が直接的に流入すること考えられる。地域政治勢力の性格や推移、中央との結びつきを示唆する古墳群や集落遺跡等から、古代東国社会の展開を知る手がかりとなる（第14図）。

②郡家正倉の分置や、駅路・駅家や伝路、水上交通を含めた古代律令制国家の交通網、条里地割の展開がうかがえる遺跡や地形があり、当地域を含めた広域の古代の様相を解明するための手がかりとなりうる。

③宮前区では火葬骨蔵器が集中して出土しており、埋納形態等から東国社会への仏教思想の浸透をあらわしているとともに、馬絹古墳の築造技術や『日本書紀』の記述等から渡来系氏族の影響が考えられ、古代東国社会の展開を知る手がかりとなる。

④遺跡周辺の斜面林は、大部分が特別緑地保全地区として指定されており、都市部に残されたまとまった緑として、地域の景観形成に寄与している。



第14図 遺跡群周辺の古墳・(推定)古代の官道・主要遺跡

第4節 橘樹官衙遺跡群及び周辺地域の社会的な価値

これまでに整理した本質的価値・副次的価値に加え、橘樹官衙遺跡群及び周辺地域は、次の社会的な価値を有する。

(1) 学校教育・生涯学習の拠点としての価値

橘樹官衙遺跡群を含む周辺地域は、歴史の薫る地域として多くの遺跡や文化財が所在している。それらを活かした文化財めぐりツアー等、生涯学習の場として老若男女に利用されているほか、周辺の小中学校の生活科・社会科・総合的な学習等の活動の場として、教育目的にも利用されている。

(2) 景観形成・緑地保全・生物多様性

橘樹官衙遺跡群の周辺の特別緑地保全地区は、まとまりのある樹林地と湧水地が保全され、都市気象の改善、景観形成等の重要な役割を有しているとともに、恒久的に保全された自然緑地として施設系の都市緑地と同様に緑と水のネットワーク形成上重要な地域結節拠点であるという価値をもつ。『生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～』に掲げられる基本的な考え方と3つの視点に立脚した、里山保全等の市民活動の場としての価値をもつ。これらの緑地には、オニヤンマやサワガニ等、在地系統の種が残存していることが確認されており、都市の生態系を維持する上でも重要な役割を担っている。

(3) コミュニティのレクリエーションの場としての価値

たちばな古代の丘緑地は都市緑地として供用されており、子どもから高齢者までさまざまな人々の日常的な運動・レクリエーションの場として利用されている。また、周辺に展開する遺跡や寺社等と併せて「たちばなの散歩道」等ウォーキングのコースの立ち寄りポイントとしても活用され、健康保持の活動等にも資する資源となっている。

(4) まちづくり・防災の拠点としての価値

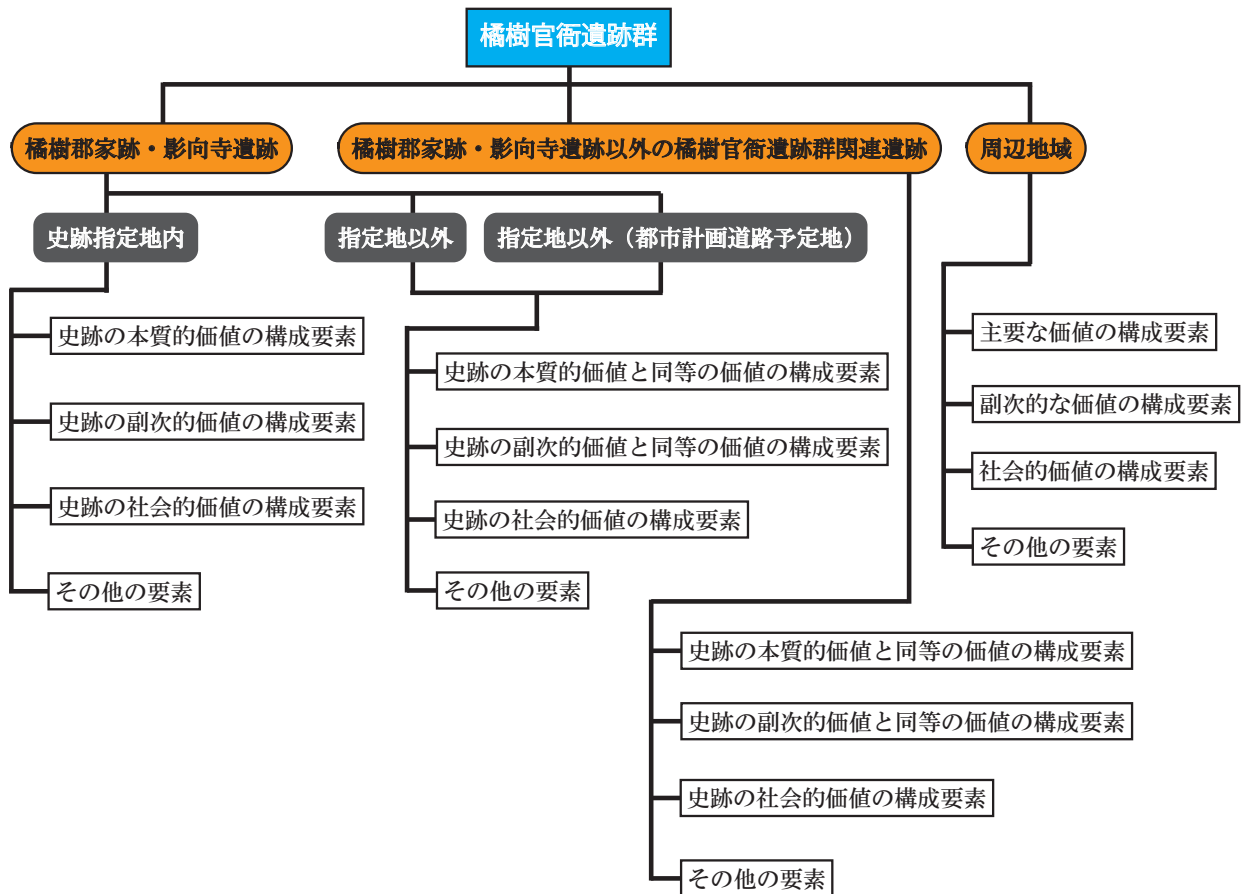
橘樹官衙遺跡群及びその周辺地域には多くの遺跡や文化財が所在しており、名所旧跡をめぐる観光資源としての利活用がこれまで以上に期待される。また、現在市民に供用している「たちばな古代の丘緑地」のように、比較的広い空間を有しており、災害時等の避難場所や地域の防災において、一定の役割を果たすことができる。

第5節 構成要素の特定

史跡橋樹官衙遺跡群の構成要素については、前述した橋樹官衙遺跡群の本質的価値、副次的な価値、社会的な価値から、史跡の本質的価値を構成する要素とそれ以外の価値を構成する要素に分けて整理した。

また橋樹官衙遺跡群は、遺跡群を構成する橋樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）・影向寺遺跡で国史跡に指定された範囲だけでなく、両遺跡の国史跡指定地以外やその周辺に展開する関連遺跡にも、官衙に関係する遺構群が存在していることが判明している。これらは、橋樹官衙遺跡群の本質的価値を構成する要素もしくはそれと同等の価値を構成する要素であると考えられる。

そこで、第1～4節で述べた価値に基づき、橋樹官衙遺跡群の構成要素を整理した（第15図）。



第15図 橋樹官衙遺跡群の構成要素